

随意契約（相手方指定）調書

件名	製品プラスチック再商品化業務委託	5200333
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	推定総額 804,841円（消費税込み）	

契約相手方	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (法人番号：3010405008741)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	単価契約	

業者選定理由書

件名	製品プラスチック再商品化業務委託
指名業者 (案)	名称 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル 代表者 代表理事理事長 澤田 道隆
特命理由	<p>本件は、「製品プラスチック」の再商品化業務の委託契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記法人は、容器包装リサイクル法に基づく国内唯一の指定法人として、自治体から委託を受け「プラスチック製容器包装」の再商品化を実施してきた法人であるが、関係法改正により令和5年度から「製品プラスチック」の再商品化についても、上記法人への委託が可能となるものである。 令和4年度の本件事業については、一般競争入札により再商品化事業者を選定のうえ実施したが、この方法による場合、回収済プラスチック製品の引き渡し前に、保管施設において「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」の分別作業を行う必要があった。 新たに可能となった上記法人との契約による場合は、前述の2品目の再商品化業務を一括実施できるため保管施設での分別作業が不要となることに加え、運搬コストの縮減等、効率的な事業実施が期待できる。 本件事業については今後、実施自治体の増加・規模の拡大が見込まれている。そのような状況の中で単独の再商品化事業者との契約で実施する場合、受入可能量のひっ迫による事業停滞の懸念があるが、上記法人との契約であれば、複数の加盟事業者による受入体制を有していることから、円滑かつ安定的で確実な事業実施が可能である。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)